

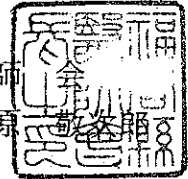


福岡県医発第1786号(保)

平成15年 1月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原



使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成14年12月6日付厚生労働省告示第375号をもって薬価基準の一部が改正され、公布の日から適用となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正は、平成14年10月8日に薬事法上の承認・許可を得た新医薬品で、薬価基準に収載申請のあった10成分14品目を、薬価基準の別表に第12部追補(8)として収載したものであります。

また、同日付保医発第1206004号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、「アーチスト錠1.25mg、同2.5mg」について、「本製剤の用法・用量に関連する使用上の注意に『慢性心不全患者に投与する場合には、必ず1回1.25mgまたはさらに低用量の、1日2回投与から開始し、忍容性および治療上の有効性を基に個々の患者に応じて維持量を設定すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と、「ストロメクトール錠3mg」については、「本製剤の効能・効果は『腸管糞線虫症』であるので、使用にあたっては十分留意すること。」と示されました。

「カルセド注射用20mg、同50mg」については、「本製剤の使用上の注意に『本剤は、緊急時に十分に措置できる医療施設および癌科学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される患者にのみ投与すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」、「ファンガード点滴用50mg、同75mg」については、「本製剤の使用上の注意に『本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属またはカンジタ属でないことが明確になった場合、または本剤投与で効果が認められない場合は、他の薬剤に

変更するなど適切な処置を行うこと。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と示されました。

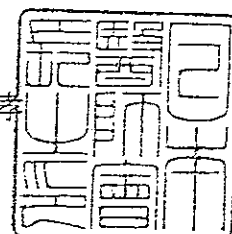
乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）については、「①本製剤の使用上の注意において、『本剤の投与は緊急時に十分措置できる医療施設および膀胱癌の治療に十分な経験を持つ医師のもと、本剤の投与が適切と判断される患者にのみ使用すること』とされているので、このような場合に限り算定できるものであること」、「②また、使用上の注意に『浸潤性膀胱癌（組織学的深達度T₂以上）は本剤の適応外であるので、投与前に浸潤性ではないことを確認してから使用すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と示されました。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌平成15年1月15日号に掲載が予定されております。

日医発第 937 号 (保 150)
平成 14 年 12 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄孝



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について

平成 14 年 12 月 6 日付厚生労働省告示第 375 号をもって薬価基準の一部が改正され、公布の日から適用されました。

今回の改正は、平成 14 年 10 月 8 日に薬事法上の承認・許可を得た新医薬品で、薬価基準に収載申請のあった 10 成分 14 品目を、薬価基準の別表に第 12 部追補（8）として収載したものであります。

また、同日付保医発第 1206004 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、「アーチスト錠 1.25mg, 同 2.5mg」について、「本製剤の用法・用量に関連する使用上の注意に『慢性心不全患者に投与する場合には、必ず 1 回 1.25mg またはさらに低用量の、1 日 2 回投与から開始し、忍容性および治療上の有効性を基に個々の患者に応じて維持量を設定すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と、「ストロメクトール錠 3mg」については、「本製剤の効能・効果は『腸管糞線虫症』であるので、使用にあたっては十分留意すること。」と示されました。

「カルセド注射用 20mg, 同 50mg」については、「本製剤の使用上の注意に『本剤は、緊急時に十分に措置できる医療施設および癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される患者にのみ投与すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」、「ファンガード点滴用 50mg, 同 75mg」については、「本製剤の使用上の注意に『本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属またはカ

ンジダ属でないことが明確になった場合、または本剤投与で効果が認められない場合は、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と示されました。

「乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）については、「①本薬剤の使用上の注意において、『本剤の投与は緊急時に十分措置できる医療施設および膀胱癌の治療に十分な経験を持つ医師のもと、本剤の投与が適切と判断される患者にのみ使用すること』とされているので、このような場合に限り算定できるものであること」、「②また、使用上の注意に『浸潤性膀胱癌（組織学的深達度T₂以上）は本剤の適応外であるので、投与前に浸潤性ではないことを確認してから使用すること。』と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること」と示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌平成15年1月15日号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平14.12.6 第3503号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について
（平14.12.6 保医発第1206004号厚生労働省保険局医療課長通知）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成14年4月および10月承認分）



財務省印刷局発行

第3503号 平成十四年十二月六日 日刊(行政機関の休日休刊)
行録資料版(毎週水曜)

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(価)薬価目録(種)の一部
を改正する件(厚生労働省三十七五)

第12部		追		(8)	
品	内	名	用	薬	
				規	格
				単	位
					薬
					価
					円
(あ)					
アーテスト錠1.25mg				1.25mg	1 錠
アーテスト錠2.5mg				2.5mg	1 錠
(す)					
スオード錠100				100mg	1 錠 (活性本体として)
ストロメクトール錠 3mg				3mg	1 錠
(み)					
ミカルディスカプセル20mg				20mg	1 カプセル
ミカルディスカプセル40mg				40mg	1 カプセル
	注	射		薬	
品		名		規	格
				単	位
					薬
					価
					円
(か)					
カルセド注射用20mg				20mg	1 瓶
カルセド注射用50mg				50mg	1 瓶
(ふ)					
ファンガード点滴用50mg				50mg	1 瓶
ファンガード点滴用75mg				75mg	1 瓶
プレビブロック注100mg				100mg	10mL 1 瓶
(り)					
リゾピスト注				44.6mg	1.6mL 1 瓶
	外	用		薬	
品		名		規	格
				単	位
					薬
					価
					円
(え)					
エイゾプト1%点眼液				1%	1 mL
(か)					
乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株)				81mg	1 瓶 (溶解液付)
					23,275.20

○厚生労働省告示第三百七十五号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)の規
定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十四年厚生労働省告示第八十七号)の一部を次のよう
に改正する。
平成十四年十二月六日
別表に第12部として次のように加える。
厚生労働大臣 坂口 力



保医発第1206004号
平成14年12月6日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成14年厚生労働省告示第87号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成14年12月6日付厚生労働省告示第375号をもって改正され、公布の日から適用されたところであるが、その概要及び留意事項は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 平成14年10月8日に薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造（輸入）承認・許可され、薬価基準への収載希望があった別添の新医薬品（内用薬6品目、注射薬6品目、外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) 1により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 299	3, 401	1, 942	43	11, 685

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アーチスト錠1.25mg、同2.5mg

本製剤の用法・用量に関連する使用上の注意に「慢性心不全患者に投与する場合には、必ず1回1.25mgまたはさらに低用量の、1日2回投与から開始し、忍容性および治療上の有効性を基に個々の患者に応じて維持量を設定すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

(2) ストロメクトール錠3mg

本製剤の効能・効果は「腸管糞線虫症」であるので、使用にあたっては十分留意すること。

(3) カルセド注射用20mg、同50mg

本製剤の使用上の注意に「本剤は、緊急時に十分に措置できる医療施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される患者にのみ投与すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

(4) ファンガード点滴用50mg、同75mg

本製剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

(5) 乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）

① 本製剤の使用上の注意において、「本剤の投与は緊急時に十分措置できる医療施設及び膀胱癌の治療に十分な経験を持つ医師のもと、本剤の投与が適切と判断される患者にのみ使用すること」とされているので、このような場合に限り算定できるものであること。

② また、使用上の注意に「浸潤性膀胱癌（組織学的深達度 T₂以上）は本剤の適応外であるので、投与前に浸潤性ではないことを確認してから使用すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

新医薬品一覧表

No.	薬価基準名	成 分 名	規格単位	薬 価
内用薬	アーチスト錠1. 25mg	カルベジロール	1. 25mg 1錠	21. 90
	アーチスト錠2. 5mg		2. 5mg 1錠	36. 60
内用薬	スオード錠100	ブルリフロキサシン	100mg 1錠 (活性本体として)	150. 20
内用薬	ストロメクトール錠3mg	イベルメクチン	3mg 1錠	781. 90
内用薬	ミカルデイスカプセル20mg	テルミサルタン	20mg 1カプセル	101. 10
	ミカルデイスカプセル40mg		40mg 1カプセル	193. 80
注射薬	カルセド注射液20mg	塩酸アムルピシン	20mg 1瓶	8,766
	カルセド注射液50mg		50mg 1瓶	19,662
注射薬	ファンガード点滴用50mg	ミカフアングィナトリウム	50mg 1瓶	7,618
	ファンガード点滴用75mg		75mg 1瓶	11,104
注射薬	ブレビプロック注100mg	塩酸エスモロール	100mg 10mL 1瓶	4,278
注射薬	リゾビスト注	フェルカルボトラン	44. 6mg 1. 6mL 1瓶	20,347
外用薬	エイゾプト1%点眼液	ブリンゾラミド	1% 1mL	490. 40
外用薬	乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株) (品目名 膀胱用イムシスト)	生きたカルメット・گران菌 (BC G)・コンノート株	81mg 1瓶 (溶解液付)	23,275. 20

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）

新医薬品（平成十四年四月及び十月承認分）

(内用薬)

薬効 分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
内214	アーチスト錠1.25mg アーチスト錠2.5mg (第一製薬)	1.25mg 1 錠 2.5mg 1 錠	カルベジロール	カルベジロールとして、通常、成人 1 回1.25mg、1 日 2 回食後経口投与から開始する。1 回1.25mg、1 日 2 回の用量に忍容性がある場合には、1 週間以上の間隔で忍容性をみながら段階的に増量し、忍容性がない場合は減量する。用量の増減は必ず段階的に行い、1 回投与量は1.25mg、2.5mg、5mgまたは10mgのいずれかとし、いずれの用量においても、1 日 2 回食後経口投与とする。通常、維持量として1 回2.5～10mgを1 日 2 回食後経口投与する。 なお、年齢、症状により、開始用量はさらに低用量としてもよい。また、患者の本剤に対する反応性により、維持量は適宜増減する。
	(効能・効果) 次の状態で、アンジオテンシン変換酵素阻害薬、利尿薬、ジギタリス製剤等の基礎治療を受けている患者 虚血性心疾患または拡張型心筋症に基づく慢性心不全			

薬効 分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
内214	ミカルディス カプセル20mg ミカルディス カプセル40mg (日本ベーリンガー インゲルハイム)	20mg 1 カプセル 40mg 1 カプセル	テルミサルタン	通常、成人にはテルミサルタンとして40mgを1 日 1 回経口投与する。ただし、1 日20mgから投与を開始し漸次増量する。 なお、年齢・症状により適宜増減するが、1 日最大投与量は80mgまでとする。
	(効能・効果) 高血圧症			

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
内624	スオード錠100 （明治製菓）	100mg 1 錠（活 性本体として）	ブルリフロキサ シン	通常、成人に対して、ブルリ フロキサシンとして1回264.2 mg(活性本体として200mg)を1 日2回経口投与する。なお、症 状により適宜増減するが、1回 用量は396.3mg(活性本体として 300mg)を上限とする。 肺炎、慢性呼吸器疾患の二次 感染には、ブルリフロキサシン として1回396.3mg(活性本体と して300mg)を1日2回経口投与 する。
（効能・効果） ブルリフロキサシンの活性本体に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸 球菌属、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、大腸菌、シゲラ属、サルモネラ 属（チフス菌、パラチフス菌を除く）、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロ バクター属、セラチア属、プロテウス属、コレラ菌、インフルエンザ菌、緑膿菌、ペプ トストレプトコッカス属による下記感染症 ・表在性皮膚感染症（急性表在性毛包炎、伝染性膿痂疹）、深在性皮膚感染症（蜂巣 炎・丹毒、せつ、せつ腫症、よう、化膿性爪囲炎・ひょう疽）、慢性膿皮症（感染 性粉瘤、化膿性汗腺炎、皮下膿瘍） ・肛門周囲膿瘍、外傷・熱傷・手術創等の表在性二次感染 ・急性上気道感染症群（扁桃炎、咽喉頭炎、急性気管支炎等）、慢性呼吸器疾患の二 次感染（慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、気管支拡張症、肺気腫、肺線維症、 気管支喘息等）、肺炎 ・腎盂腎炎、膀胱炎、前立腺炎 ・胆嚢炎、胆管炎 ・感染症腸炎、細菌性赤痢、サルモネラ症、コレラ ・内性器感染症（子宮内感染、子宮付属器炎） ・眼瞼炎、麦粒腫 ・中耳炎、副鼻腔炎				

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量															
内642	ストロメクトール錠 3mg （萬有製薬）	3mg 1錠	イベルメクチン																
	通常、イベルメクチンとして体重 1kg 当たり約 200μg を 2 週間間隔で 2 回経口投与する。下記の表に患者体重毎の 1 回当たりの投与量を示した。本剤は水とともに服用する。 <table><tr><th colspan="2">患者体重毎の 1 回当たりの投与量</th></tr><tr><th>体重 (kg)</th><th>3mg 錠数</th></tr><tr><td>15-24</td><td>1 錠</td></tr><tr><td>25-35</td><td>2 錠</td></tr><tr><td>36-50</td><td>3 錠</td></tr><tr><td>51-65</td><td>4 錠</td></tr><tr><td>66-79</td><td>5 錠</td></tr><tr><td>≥80</td><td>約 200μg/kg</td></tr></table>				患者体重毎の 1 回当たりの投与量		体重 (kg)	3mg 錠数	15-24	1 錠	25-35	2 錠	36-50	3 錠	51-65	4 錠	66-79	5 錠	≥80
患者体重毎の 1 回当たりの投与量																			
体重 (kg)	3mg 錠数																		
15-24	1 錠																		
25-35	2 錠																		
36-50	3 錠																		
51-65	4 錠																		
66-79	5 錠																		
≥80	約 200 μ g/kg																		
(効能・効果) 腸管糞線虫症																			

(注射薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
注212	プレビブロック注100mg (丸石製薬)	100mg10mL 1 瓶	塩酸エスモロール	通常、成人には1回0.1mL/kg(塩酸エスモロールとして1mg/kg)を30秒間で心電図の連続監視下に静脈内に投与する。なお、年齢、症状により適宜減量する。
(効能・効果) 手術時の上室性頻脈性不整脈に対する緊急処置				

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
注423	カルセド注射用20mg カルセド注射用50mg (住友製薬)	20mg 1 瓶 50mg 1 瓶	塩酸アムルピシン	通常、成人には塩酸アムルピシンとして45mg(力価)/m ² (体表面積)を約20mLの日局生理食塩液あるいは5%ブドウ糖注射液に溶解し、1日1回3日間連日静脈内に投与し、3～4週間休薬する。これを1クールとし、投与を繰り返す。なお、患者の状態により適宜減量する。
(効能・効果) 非小細胞肺癌、小細胞肺癌				

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
注617	ファンガード 点滴用50mg ファンガード 点滴用75mg (藤沢薬品工業)	50mg 1 瓶 75mg 1 瓶	ミカファンギンナトリウム	
アスペルギルス症・ 通常、成人にはミカファンギンナトリウムとして50～150mg（力価）を1日1回点滴静注する。重症又は難治性アスペルギルス症には症状に応じて増量できるが、1日300mg（力価）を上限とする。 カンジダ症 通常、成人にはミカファンギンナトリウムとして50mg（力価）を1日1回点滴静注する。重症又は難治性カンジダ症には症状に応じて増量できるが、1日300mg（力価）を上限とする。 点滴静注に際しては、生理食塩液、ブドウ糖注射液又は補液に溶解し、75mg(力価)以下では30分以上、75mg(力価)を超えて投与する場合は1時間以上かけて行う。 溶解にあたっては、注射用水を使用しないこと。〔溶液が等張とならないため。〕				
(効能・効果) アスペルギルス属及びカンジダ属による下記感染症 真菌血症、呼吸器真菌症、消化管真菌症				

薬効 分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成 分 名	用 法 ・ 用 量
注729	リゾビスト注 (日本エーリク)	44.6mg/1.6mL 1 瓶	フェルカルボトラン	通常、成人には、本剤0.016 mL/kg（鉄として0.45mg/kg=8 μ mol/kg）を静脈内投与する。ただし、投与量は1.4mLまでとする。過剰量の投与あるいは追加投与はしないこと。
	(効能・効果) 磁気共鳴コンピューター断層撮影における肝腫瘍の局在診断のための肝臓造影			

(外用薬)

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
外131	エイゾプト1%点眼液 (日本アルコン)	1%1mL	布林ゾラミド	通常、1回1滴、1日2回点眼する。なお、十分な効果が得られない場合には1回1滴、1日3回点眼することができる。
(効能・効果) 次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分又は使用できない場合： 緑内障、高眼圧症				

薬効分類	銘柄名(会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
外639	膀胱用イムシスト (日本化薬)	81mg1瓶(溶解液付)	乾燥BCG膀胱内用 (コンノート株)	1. 本品1バイアル(81mg)に添付溶解液3mLを加え、10～20回静かに振り混ぜ、細かく均一な懸濁液とする。これを日局生理食塩液40mLで更に希釈し、再度静かに振り混ぜ、均一なBCG希釈液を調製する。 2. 尿道カテーテルを膀胱に無菌条件下に挿入し、残尿を排出後にBCG希釈液を緩徐に注入し、可能な限り2時間膀胱内に保持するよう努める。これを通常週1回8週間繰り返す。
(効能・効果) 表在性膀胱癌、膀胱上皮内癌				